

松戸市工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市が発注する工事関連業務委託の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定及び松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第127条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象の業務委託)

第2条 最低制限価格を設ける工事関連業務委託は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量・コンサル」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が最低制限価格を設ける必要があると認める業務委託。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 測量・コンサルの最低制限価格の基準割合は、予定価格算出の基礎となる金額を別表1に掲げる割合で積算し合計額を求め、消費税及び地方消費税を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、地質調査については、その割合が100分の85を超える場合にあつては100分の85、100分の66.6に満たない場合にあつては100分の66.6、地質調査以外の測量・コンサルについては、その割合が100分の80を超える場合にあつては100分の80、100分の60に満たない場合にあつては100分の60とする。

- 2 測量・コンサルの最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に前項で求めた基準割合を乗じ（当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- 3 前条第2号の最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の60を乗じ（当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときの乗じる割合は、この限りではない。

(公表の時期及び内容)

第4条 最低制限価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、最低制限価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、松戸市財務規則第127条第2項（同規則第137条において準用する場合を含む。）の規定による公表文書において明示することにより行うものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、最低制限価格を入札執行前に公表することができる。

(落札者の決定)

第5条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告又は指名する建設工事等から適用し、施行日前までに公告又は指名した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告又は指名する工事関連業務委託から適用し、施行日前までに公告又は指名した工事関連業務委託については、なお従前の例による。

別表1(第3条関係)

業種の区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の48%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の48%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の45%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の45%の額